

告示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

令和三年七月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

第六号	認定番号	認定年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
令和三年 三月五日			埼玉県和光市西大和団地二千六百六十六番六の一部、二千六百六十六番三十六、広沢二千六百六十番二十五、二千六百六十番二十七	埼玉県川越建築安全センター